

羽生市社会教育委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育に関し教育委員会に助言するに当たり市民からの幅広い意見を反映させるため、羽生市社会教育委員の一部を公募により選任することに関し、羽生市附属機関等の委員の公募に関する要綱（平成28年告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

第2条 公募する社会教育委員（以下「公募委員」という。）の数は、1人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募委員の応募資格については、次のとおりとする。

- (1) 令和7年4月1日現在、満18歳以上であって、羽生市に住民登録し1年以上継続して在住しているもの
- (2) 羽生市の社会教育について関心があり、平日（昼間）の会議に出席できる者

(応募方法)

第4条 公募委員の応募方法については、次のとおりとする。

- (1) 羽生市社会教育委員申込書（様式。以下「申込書」という。）に「羽生市の社会教育に関すること」をテーマとした作文（様式は任意、字数は400字程度）を添付して、教育委員会生涯学習部生涯学習課へ提出するものとする。
- (2) 前号の規定による提出は、持参、郵送又は電子メールとし、次条に規定する申込期間の最終日必着とする。

(受付期間)

第5条 申込書の受付期間は、令和7年5月1日から同月30日までとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(周知方法)

第6条 公募委員の公募方法の周知は、羽生市の広報誌及びホームページへの掲載により行うものとする。

(再公募の不実施)

第7条 公募委員の募集期間が終了した時点において応募がないとき、若しくは応募人数に達しないとき、選考において選出できる者がいないとき、又は公募委員が任期途中で欠員となったときは、新たな公募は、行わない。

(失職)

第8条 公募委員は、第3条に規定する資格を満たさなくなったときは、その職を失う。

(報酬)

第9条 公募委員の報酬は、羽生市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第32号）の規定により、会議に出席した場合に支給する。

(個人情報保護)

第10条 職員は、法令等の規定により、公募に係る個人情報を適正に管理しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。